

# 重要事項説明書 (介護予防) 通所リハビリテーション

## 事業所の概要

事業所名	さとう記念病院老人保健施設		
所在地	岡山県勝田郡勝央町黒土45番地		
事業所番号	3353680022	指定年月日	2000年4月1日
管理者	佐藤 通洋		
責任者	福原 みゆき		
連絡先	TEL : 0868-38-6688	FAX : 0868-38-6693	

## 1. 事業の目的と運営方針

### ・目的

(介護予防)通所リハビリテーションは、要介護状態または要支援状態と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって(介護予防)通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とします。

### ・運営方針

当事業所では、(介護予防)通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努めます。

## 2. サービスの内容

### ・リハビリテーション

利用者の心身の状況に応じて必要な個別、短期集中リハビリを提供します。

### ・食事、おやつ

利用者の心身の状況に応じた食事、治療食、栄養管理を提供します。

### ・入浴

利用者の心身の状況に応じた入浴（特殊浴槽、一般大浴場）ができます。

### ・送迎サービス

利用者の自宅と当事業所間の送迎サービスを提供します。

## 3. サービス提供の記録等

- (1) サービスを提供した際には、所定のサービス提供記録書等の書面に実施状況等の必要事項を記載します。

- (2) サービス提供記録書等の記録を作成した後5年間はこれを適正に保管し、ご利用者の求めに応じて閲覧に応じ、または実費負担によりその写しを交付します。

## 4. 職員体制

職種	常勤	職務内容	備考
管理者	1	事業所の管理・指導	
医師	1 以上	利用者への医学的対応	
機能訓練指導員	0.5 以上(兼務)	利用者への機能訓練・個別リハビリテーション	理学療法士・作業療法士
看護職員	1 以上	利用者への看護	
介護職員	4 以上	利用者への介護	
支援相談員	1 以上(兼務)	利用者・居宅・市町村との相談・連絡調整	看護・介護職と兼務
管理栄養士	1 以上(兼務)	利用者の食事管理・栄養指導	入所と兼務
運転手	3 以上(兼務)	利用者の送迎	
事務職員	1 (兼務)	必要な事務	

## 5. 営業日・営業時間

- ・原則として月曜日、火曜日、木曜日、金曜日、土曜日の 9:00 から 16:15。
- ・ただし、1/1～1/3 を除く。

## 6. 通常のサービス提供地域

- ・勝央町、奈義町(旧北吉野村地区)、美咲町(柵原東小学校区)  
津山市(勝加茂小学校区、広野小学校区、大崎小学校区)  
美作市(旧美作町、旧勝田町のうち真加部、河内、杉原、矢田、大町、小畑地区)  
※提供地域外につきましては、相談に応じます。

## 7. 利用定員（1日当たり）

- ・50人

## 8. 利用料金

- (1) 利用料等は次のとおりです。利用者負担金が原則として、介護保険サービスの給付対象となる項目については介護報酬告示上の額に介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額、対象外の項目については全額となります。なおこの金額は関係法令に基づいて定められており、サービス提供期間中にこれが変更になった場合は関係法令に従って改定後の金額が適用されます。
- (2) 利用料金は、サービス提供の翌月10日頃に請求書及び明細書をお渡しします。
- (3) 現在の料金は別紙（添付）をご確認下さい。

## 9. お支払い方法

- 中国銀行、津山信用金庫、郵便局、JA晴れの国岡山 の口座より引き落とし。原則として口座引き落としですが窓口現金払いも可能です。

## 10. 苦情処理に対する措置の概要

### (1) 事業所窓口

- 窓口担当者  
責任者：福原 みゆき 支援相談員：渡邊 亮太
- 意見箱を設置しております。
- 常設の窓口や担当者を設置し、円滑、迅速な苦情処理の体制を整えております。さらに運営母体である医療法人さとう記念病院とも連携し適切な対応を図ります。
- 電話番号 : 0868 - 38 - 6688 (内線: 174)  
F A X : 0868 - 38 - 6693

### (2) 公的機関窓口

- 岡山県国民健康保険団体連合会 : 086-223-8811
- 各介護保険担当へ  
勝央町 : 0868-38-7102  
津山市 : 0868-32-2070  
美作市 : 0868-72-7701  
美咲町 : 0868-66-1115  
奈義町 : 0868-36-6700

## 11. 第三者評価の実施状況

- 実施 無 (利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組あり)

## 12. 緊急時の対応方法

- (介護予防)通所リハビリテーション利用中に利用者の心身の状態が急変した場合には、利用者あるいは代理人、扶養者が指定する者に対して緊急に連絡すると共に、主治医の指示により、必要な措置を講じます。

## 13. 事故発生時の対応

- (介護予防)通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡を行うと共に必要な措置を講じます。
- 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- 当事業所は、利用者に対する指定(介護予防)通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。また、利用者の責に帰すべき事由により、当事業所及び職員が損害を被った場合、利用者あるいは代理人、扶養者は連帯してその損害を賠償するものとします。

## 14. 個人情報保護

- ・当事業所は、個人情報保護法ならびに厚生労働省ガイドラインを遵守し、利用者ならび当事業所と関係のあるすべての個人情報の適正な取り扱いに努めます。

## 15. 利用の解除・終了

### (利用者からの解除)

利用者又は代理人は、当事業所に対し、利用解除の意思表示をすることにより利用者の居宅介護サービス計画にかかわらず、(介護予防)通所リハビリテーションの利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者又は代理人は速やかに当事業所又は利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

### (当施設からの解除)

当事業所は、利用者又は代理人に対し、次に掲げる場合には、(介護予防)通所リハビリテーションの利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合。
- ② 利用者の居宅介護サービス計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合。
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、適切な(介護予防)通所リハビリテーションを提供できないと判断された場合。
- ④ 利用者が、当事業所、あるいは当事業所の職員に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合。
- ⑤ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当事業所が業務を遂行することができない場合。

## 16. その他

この説明書に記載されていない事項は、介護保険法令その他諸法令の定めるところにより、利用者又は代理人、扶養者と当事業所が誠意を持って協議し、双方の同意のもとに定めるところとします。

以上